9章　手当・年金・貸付等

※対象者や金額の詳細は該当ページを参照してください。

年金	主な対象		金額	ページ
⑴⑵障がい基礎年金	20歳以上で、国民年金法の障がい等級表1級	昭和31年4月2日以後生まれの方	1,020,000円/年	69 71
		昭和31年4月1日以前生まれの方	1,017,125円/年	
	20歳以上で、国民年金法の障がい等級表2級	昭和31年4月2日以後生まれの方	816,000円/年	
		昭和31年4月1日以前生まれの方	813,700円/年	
⑶特別障がい給付金	障がい基礎年金等を受給していない一定の条件を満たす者		1級:55,350円/月 2級:44,280円/月	71
⑷重度障がい者特例支援事業	障がい基礎年金等を受給していない在日外国人等		2万円/月	73
⑸障がい厚生年金・障がい手当金	厚生年金保険法の障がい等級表1～3級		厚生年金保険法の規定による	74
⑹障がい者扶養共済制度	制度に規定する障がい者		2万円/月（一口につき）	76

手当等	主な対象	金額	ページ
⑺特別障がい者手当	20歳以上で、在宅の重度障がい者	28,840円/月	77

⑻障がい児福祉手当	20 歳未満で、 在宅の重度障がい児	15,690 円/月	79
⑼特別児童扶養手当	20 歳未満で、 重度・中度障がい児の父母等	1級：55,350 円/月 2級：36,860 円/月	80
⑽児童扶養手当	ひとり親家庭の児童の父母等	10,740 ～ 45,500 円/月 （加算等あり）	82
⑾重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金）	在宅の重度障がい者の介護者	1 万円/月	85
⑿自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給	自動車事故を原因として「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持った方	受給資格の種別ごとに異なる	86

貸付	主な対象	金額	ページ
⒀視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業	あんま等の施術所を経営する 視覚障がい者	融資額（限度額 450 万円/件）に係る信用保証料相当額	86
⒁生活福祉資金	低所得世帯等	各種貸付資金により異なる	87

（1） 障がい基礎年金（国民年金） ㊎ ㊍

概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。（20歳未満の病気やけが等により障がい者となった場合は、20歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）
対象者	① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日(※)から1年6ヵ月を経過した日あるいは1年6ヵ月以内に治った日（ともに障がい認定日といいます）に、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態に該当する場合、または障がい認定日に障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人 (ｱ) 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた月と保険料免除を受けた月を合わせて3分の2以上あること (ｲ) 令和８年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近1年間のうちに保険料の滞納期間がないこと（初診日において65歳未満の人に限る） (※)初診日＝障がいの原因となる傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 ② 20歳前の傷病により20歳に達したとき（障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日）に障がい等級表の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに請求した人（事後重症制度）

年金額等	年金額は67ページの表のとおり、障がい等級表の級や生年月日により支給額が決定され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） また、子の加算額は、第１子及び第２子については、一人につき年額234,800円で、第３子以降については、一人につき年額78,300円です。 （注） 1　対象者の②について、本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。 2　子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子）があるときに加算されます。 3　年金額等は、法律等により改定されます。 4　身体障がい者手帳は「身体障害者福祉法」及び精神障がい者保健福祉手帳は「精神保健福祉法」により、また、障がい基礎年金は「国民年金法」により定められている異なる制度です。したがって、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳（以下、「障がい者手帳」という。）の等級と障がい基礎年金の等級とは連動していません。障がい者手帳で1級または2級となっていても、必ずしも障がい基礎年金が1級または2級とはなりません。 ※　障がい基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課または年金事務所（資料編29ページ）

(2)　障がい基礎年金（国民年金）　㊟

概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。
対象者	20歳前の傷病により20歳に達したとき（障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日）に障がい等級表の１級または２級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の１級または２級の障がいになかった人が、その後65歳の誕生日の前々日にその障がいが悪化し、障がい等級表の１級または２級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに請求した人（事後重症制度）
年金額等	年金額は67ページの表のとおり、障がい等級表の級や生年月日により支給額が決定され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） また、子の加算額は、第１子及び第２子については、一人につき年額234,800円で、第３子以降については、一人につき年額78,300円です。 （注） １　対象者について本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。 ２　子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある子か、20歳未満で１級または２級の障がいの状態にある子）があるときに加算されます。 ３　年金額等は、法律等により改定されます。 ※障がい基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課または年金事務所（資料編29ページ）

(3)　特別障がい給付金　㊞ ㊜

概要	国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付されます。
対象者	(1) 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2) 昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用

	者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 上記（1）または（2）の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障がい基礎年金１級、２級相当の障がいの状態に該当する方。 ただし、65歳の誕生日の前々日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。 なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。 また、特別障がい給付金（以下「給付金」といいます。）を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。 (※)初診日＝障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
年金額等	障がい基礎年金１級相当に該当する方：月額55,350円 （２級の1.25倍） 障がい基礎年金２級相当に該当する方：月額44,280円 （注） 1 支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。 2 ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。 3 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。 4 給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。 5 支払いは、毎年２月、４月、６月、８月、10月、12月の６回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） ※ 特別障がい給付金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課 または年金事務所（資料編29ページ）

（4）　重度障がい者特例支援事業　㊚ ㊋ ㊍

概要	重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。
対象者	重度の障がいのある在日外国人などで、年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で、次の①、②かつ③または④に該当している人 ①　府内に居住する外国人又は外国人であった人 ②　昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人 ③　昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳１、２級、療育手帳Ａの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 ④　昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が１級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人
手当額等	手当額は、月額20,000円で、毎年４月、10月の年２回に分けて支給されます。ただし、養護老人ホーム入所者の場合、一定額を減額することがあります。
支給制限	①生活保護を受けているとき ②公的年金を受けているとき ③社会福祉施設入所者で援護の実施者が府内市町村以外であるとき ④本人の前年所得が一定金額以上あるとき
必要書類	申請書、公的年金未受給状況等申立書、障がい者手帳の写し、外国人登録をされていたことを証する書類、診断書等
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(5)　障がい厚生年金・障がい手当金　㊎ ㊍

概要	厚生年金保険に加入されている人が病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。また、障がい手当金とは、障がい厚生年金を受給できる障がいの程度ではないが一定の障がいが残った場合に、一時金が支給される制度です。
対象者	**①　障がい厚生年金** 厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがなどにより、初診日から１年６ヵ月を経過した日あるいは１年６ヵ月以内に治った日(ともに障がい認定日といいます)に、障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態である場合、または障がい認定日に障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態になかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で障がい基礎年金の保険料納付要件を満たしている人 **②　障がい手当金** 厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から５年以内に治った場合で、障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障がいの状態にあり、障がい基礎年金と同じ保険料納付要件を満たしている人
年金額等	**①　障がい厚生年金（年金額）** 障がい厚生年金額(年額)は、(1)及び(2)の計算式により得られた額の合計額となります。 (1)　平成15年３月までの厚生年金加入期間に係る年金額 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数【給付乗率：7.125/1000】 (2)　平成15年４月以降の厚生年金加入期間に係る年金額 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成15年4月以降の被保険者期間の月数【給付乗率：5.481/1000】 （注） １　１級は、上記で得られた額に1.25を乗じます。 ２　１級及び２級については、配偶者加給年金額、障がい基礎年金額、子の加算額を加えた額となります。

	3　障がい厚生年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。 4　被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。（300／全被保険者期間） 5　配偶者加給年金額については、受給権者によって生計を維持されている６５歳未満の配偶者があるとき加算されます（１、２級に限る）。また、配偶者が厚生年金保険や他の公的年金制度等から老齢（退職）年金または障がいについての年金を受けられる場合、その支給が停止されます。 6　障がい基礎年金が支給されない１級または２級の障がい厚生年金については、昭和31年4月２日以後生まれの方の年金額が612,000円に満たないときは、612,000円が保障され、昭和31年4月１日以前生まれの方の年金額が610,300円に満たないときは、610,300円が保障されます。
年金額等	**②　障がい手当金（一時金）** （平均標準報酬月額 ×（ア）給付乗率 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数 ＋ 平均標準報酬額 ×（イ）給付乗率 × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 ）× ２ 【（ア）給付乗率:7.125/1000（イ）給付乗率：5.481/1000】 (注) 1　被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。（300／全被保険者期間） 2　障がい手当金では、昭和31年4月２日以後生まれの方の手当金の額が1,224,000円に満たないときは、1,224,000円が保障され、昭和31年4月1日以前生まれの方の手当金の額が1,220,600円に満たないときは、1,220,600円が保障されます。 3　年金額等は、法律等により改定されます。 ●障がい厚生年金・障がい手当金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	年金事務所（資料編29ページ）

（6）　障がい者扶養共済制度　㊓　㊑　㊕

<table>
<tr><td>概要</td><td>障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>身体障がい者(身体障がい者手帳１～３級)、知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人
①　政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること
　（政令市では各市で運営しています。）
②　65歳未満であること
③　特別な病気がないこと</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。年金額は、１口あたり月額20,000円です。障がい者1人につき2口まで加入できます。

掛金額（加入するときの年齢により異なります）［１口あたりの月額］
<table><tr><td></td><td>H20.3.31以前加入</td><td>H20.4.1以降加入</td></tr><tr><td>35歳未満</td><td>5,600円</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>35～39歳</td><td>6,900円</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>40～44歳</td><td>8,700円</td><td>14,300円</td></tr><tr><td>45～49歳</td><td>10,600円</td><td>17,300円</td></tr><tr><td>50～54歳</td><td>11,600円</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>55～59歳</td><td>12,800円</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>60～64歳</td><td>14,500円</td><td>23,300円</td></tr></table>
掛金の減免
<table><tr><td>対象加入世帯</td><td>減免率
（H20.11から）</td></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td>半額免除</td></tr><tr><td>市町村民税所得割非課税世帯</td><td>３割免除</td></tr></table>
※ 減免は１口目のみ。</td></tr>
</table>

	（注） １　年齢は、４月１日における年齢で計算しています（同年度の３月１日付け承認分まで有効） ２　加入を希望する月（毎月１日承認）の前々月の月末まで（詳しくは各市町村窓口へおたずねください。）には各市町村窓口へ申請してください。（書類の不備等の場合は、加入希望月の翌月以降の承認となります。） ３　掛金は、毎月末日までに納めていただきます。納付については、銀行等の口座からの自動振替も利用できます。なお、３ヶ月以上掛金を納められない場合は、加入者の地位を喪失する恐れもあります。 ４　掛け金は掛け捨てで、途中で脱退されても、すでに払い込んだ掛金　は返還されません。 　ただし、加入期間が5年以上の場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。
必要書類	加入等申込書、加入者及び被加入者の住民票、加入申込者告知書、被加入者の障がい証明書、年金管理者指定届書等
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(7)　特別障がい者手当　身 知 精 難

概要	20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度です。
対象者のめやす	①　身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の異なる障がいが重複している人、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している人 ②　①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね３級程度の障がい、または日常生活での動作および行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がいが重複している人 ③　両上肢、両下肢または体幹機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の障がいがあり、かつ、日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作）

	を行うのに著しい困難がある人 ④　内部機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を要する病状（慢性疾患等の内部疾患のある人も対象）があって、そのため絶対安静の状態である人 ⑤　精神の障がいで日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人 ＊身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。
手当額等	手当額は、月額28,840円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。（令和6年4月1日現在）
必要書類	特別障がい者手当認定請求書、診断書、所得状況届等
その他	①　受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき（受給資格者の所得には、非課税である障がい基礎年金等を含みます）は、支給が停止されます。 ②　施設（障がい者支援施設、養護老人ホーム等）に入所された場合、 または病院、診療所（老人保健施設）に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(8)　障がい児福祉手当　㊟身 ㊟知 ㊟精 ㊟難

概要	20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して手当を支給する制度です。
対象者のめやす	①　身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能の障がいのある人 ②　身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人 ③　最重度の知的障がいのある人または精神の障がいのある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人 ④　身体機能の障がいもしくは病状または重度の知的障がいもしくは精神の障がいが重複する人で、その状態が①、②、③と同程度以上と認められる程度の人 ＊身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。
手当額等	手当額は、月額15,690円で、毎年２月、５月、８月、１１月の年４回に分けて支給されます。（令和6年4月１日現在）
必要書類	障がい児福祉手当認定請求書、診断書、所得状況届等
その他	①　受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。 ②　児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（9）　特別児童扶養手当　㊙身 知 精

概要	精神又は身体に障がいのある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。
対象者	20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）又は父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人。 ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、受給することができません。 ①　父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき ②　対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき ③　対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所しているとき ・児童福祉施設入所に伴い、監護又は養育しなくなったとみなされるため。 障がいの程度については、「特別児童扶養手当制度のしおり」かホームページを参照してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090130/kateishien/teate/tokubetsujihu.html
手当額等	手当額は、1級：月額 55,350円、2級：月額 36,860円で毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。 ※「物価スライド制」の適用により改定される場合があります。
支給制限	手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは、手当が支給されません。

必要書類	① 認定請求書 ② 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ※外国籍の人は在留カードの写し ③ 診断書（指定様式） （身体障がい者手帳、療育手帳を取得している人は省略できる場合がありますので担当窓口でおたずねください） ③ その他必要な書類
窓口	市（区）町村特別児童扶養手当担当窓口

（10） 児童扶養手当 ㊓ ㊕ ㊖

概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該ひとり親家庭の父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給する制度です。
対象者	次のいずれかの条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持している人） ○次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母又は母にかわって児童を養育している養育者 （1）父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 （2）父が死亡した児童 （3）父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 （4）父の生死が明らかでない児童 （5）父から引き続き１年以上遺棄されている児童 （6）父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の母からの申立によるものに限る。）を受けた児童 （7）父が法令により１年以上拘禁されている児童 （8）母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童 ○次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父にかわって児童を養育している養育者 （1）父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 （2）母が死亡した児童 （3）母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 （4）母の生死が明らかでない児童 （5）母から引き続き１年以上遺棄されている児童 （6）母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の父からの申立によるものに限る。）を受けた児童 （7）母が法令により１年以上拘禁されている児童

	（8）母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童 〇父母がいない場合で父母にかわって児童を養育している養育者（ただし、上記の場合であっても、母への手当については次の1から4のいずれか、父に対する手当については次の1，2，5，6のいずれか、養育者に対する手当については次の1から2のいずれかにあてはまるときは、受給することができません。） 1　日本に住んでいないとき。 （児童が日本に住んでいないときを含みます。） 2　児童が里親に委託されているとき。 3　児童が父と生計を同じくしているとき。 （ただし父が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。） 4　児童が母の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます。） 5　児童が母と生計を同じくしているとき。（ただし母が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。） 6　児童が父の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある母を除きます。） ※請求者又は対象児童（加算対象となっている場合を含む）が公的年金等を受給しているときは、公的年金給付額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分が児童扶養手当として支給されます。 詳しくは市(区)町村の児童扶養手当担当窓口までご相談ください。 ※令和3年3月より、受給資格者が障がい基礎年金等を受給できるときは、児童扶養手当の額と障がい年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように改正されました。 ※対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所している場合などは、監護又は養育していることにならず手当は支給されません。

<table>
<tr>
<td>手当額</td>
<td>
⑴手当の月額について
1　令和6年4月～令和6年10月支給分まで
<table>
<tr><th>対　象
児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr>
<tr><td>１人目</td><td>45,500円</td><td>10,740円～45,490円</td></tr>
<tr><td>２人目</td><td>10,750円を加算</td><td>5,380円～10,740円
を加算</td></tr>
<tr><td>３人目以降</td><td>１人増える毎に
6,450円を加算</td><td>１人増える毎に
3,230円～6,440円
を加算</td></tr>
</table>
2.　令和6年11月支給分以降
<table>
<tr><th>対　象
児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr>
<tr><td>１人目</td><td>45,500円</td><td>10,740円～45,490円</td></tr>
<tr><td>２人目以降</td><td>10,750円を加算</td><td>5,380円～10,740円
を加算</td></tr>
</table>
※令和6年11月分から、第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

※手当は毎年奇数月の年6回に分けて支給されます。
※手当の月額は「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。
⑵一部支給の手当月額の計算方法について
一部支給は所得に応じて月額　45,490～10,740円（対象児童１人の場合）の間で、10円きざみの額となります。具体的には、次の計算式により計算します。
手当本体額＝　45,490円（受給者の所得額－全部支給停止所得制限限度額）
×　0.0243007（係数は改定されることがあります）
2.　令和6年11月支給分以降
手当本体額＝　45,490円（受給者の所得額－全部支給停止所得制限限度額）
×　0.025（係数は改定されることがあります）
</td>
</tr>
<tr>
<td>支給制限</td>
<td>手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは、手当の全部または一部が</td>
</tr>
</table>

	支給されません。
支給期間等による支給停止	児童扶養手当法では、所得額による支給制限の他に、手当の支給期間等による一部支給停止の制度があります。
必要書類	① 児童扶養手当認定請求書 ② 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本 ※外国籍の人は在留カードの写し ③ 世帯全員の住民票 （住民票を省略することができる市等もありますので、お住まいの市（区）町村児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。） ④ その他必要な書類 （詳しくは、お住まいの市（区）町村児童扶養手当担当窓口でおたずねください。）
窓口	市（区）町村児童扶養手当担当窓口

（11） 重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金） ㊎ ㊍

概要	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障がい者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。
対象者	療育手帳の障がい程度が「A（重度）」で、かつ身体障がい者手帳１級または２級の交付を受けた人と同居している介護者
手当額等	手当額は、月額10,000円で、毎年1月、4月、7月、10月の年４回に分けて支給されます。
支給制限	① 施設に入所、グループホームへの入居、医療機関に入院(付き添いが必要な場合を除く。)しているとき ② 特別障がい者手当を受給した場合は受給資格がなくなります。 (障がい者が20歳未満の場合は除く)

必要書類	認定申請書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（12） 自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料の支給 (身)

内容	自動車事故を原因として「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）」から介護料が支給されます。（支給額は、月額36,500円～211,530円。 詳しい内容は下記問い合わせ先にご確認ください。）
支給対象となる費用	介護用品の購入等・介護用消耗品の購入・在宅介護サービス
支給制限	①次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 ・ナスバ療護施設等に入院している方 ・他法令に基づく施設に入所している方 ・介護保険法、労災保険法など他法令に基づく介護料相当の給付を受けている方　等 ②主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1,000万円を超えると認められるときは支給の対象になりません。
窓口	独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 ＴＥＬ　０６－６９４２－２８０４ https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html

（13） 視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業 (身)

内容	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術所を経営（開設後6ヶ月以上経過）する視覚障がい者を対象として、同施術所の構造設備ならびに衛生設備の整備改善と近代化をはかるために、小規模サポート資金の融資額（限度額450万円／件）に係る信用保証料を交付します。
窓口	大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１７０ ＦＡＸ　０６－６９４４－７５４６

（14）　生活福祉資金　㊚身　㊚知　㊚精

内容	低所得者、障がい者、または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員および関係機関による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。
窓口	市町村社会福祉協議会（資料編240ページ）大阪市内は各区社会福祉協議会（資料編242ページ）又は大阪府社会福祉協議会（資料編42ページ）

資金種類		限度額	利率
総合支援資金			連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　1・5％
	生活支援費 （貸付期間は３か月以内）	月15万円(単身世帯) 月20万円(複数人世帯)	
	住宅入居費	40万円	連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　1・5％
	一時生活再建費	60万円	
福祉資金　福祉費			
	生業を営む経費	460万円	
	技能習得に係る経費	技能習得する期間が 6ヵ月以内130万円 １年以内　220万円 ２年以内　400万円 ３年以内　580万円	
	日常生活で一時的に必要な経費	50万円	
	住宅の増改築等に係る経費	250万円	
	福祉用具等に係る経費	170万円	
	障がい者用自動車購入経費	250万円	
	中国残留邦人等国民年金追納	513万6千円	

	費		
	療養・介護等に係る経費	170万円	
		1年超え1年6月以内	
		230万円	
	災害等により臨時に係る経費	150万円	
福祉資金　福祉費　生活復興支援資金 ※東日本大震災特例			連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1・5%
	一時生活支援費（貸付期間は6か月以内）	月15万円(単身世帯)	
		月20万円(複数人世帯)	
	生活再建費	80万円	
福祉資金　福祉費　災害援護費 ※令和6年能登半島地震特例、令和元年台風第15号及び第19号特例、平成30年7月豪雨特例、熊本地震特例		150万円	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1・5%
福祉資金　緊急小口資金		10万円以内	無利子 連帯保証人なし
教育支援資金			無利子
	教育支援費 ※最短修業年限が貸付期間。 留年の期間等は対象外。	高校月3.5万円	
		短大等月6万円	
		大学月6.5万円	
	就学支度費	50万円	
臨時特例つなぎ資金		10万円以内	無利子 連帯保証人なし